	米国	ΕU	豪州	韓国
識別力	<記載なし>	・識別力の判断は、商標の通常の使用(当該商品・サービスに関係する需要者を代表する平均的な者による使用)に従ってなされるのが一般原則。	・識別力の判断は、通常の商標と同	○以下の場合には、識別力が認められない。 ・動作商標の場合には、提出された図では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
識別力	ドイツ ・新しいタイプの商標についての識別力の判断は、通常商標に比べて厳格になされる。	・ボリス ・ボリス ・ボリス ・ボリス ・ボリス ・ボリス ・ボリス ・ボリス ・ボリス ・ボリス ・ボリス ・ボリス ・ボリカのの需要者が、たいののである。 ・ボリカのでは、これのでは、できる。 ・ボルルのでは、はいのでは、できる。 ・ボルルのでは、はいいのでは、はいいのでは、できる。 ・ボルルのでは、はいいのでは、できる。 ・ボルルのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、	シンガポール・識別力の判断は、通常の商標と同じである。	台湾 ・では、 を変し、は、 を変し、は、 を変し、できる。 ・では、 を変し、のので、 を変し、のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 といる。 ・でもな。 ・でもな。 ・で。 ・でも、 ・でも、 ・でも、 ・でも、 ・でも、 ・でも、 ・でも、 ・でも、 ・でも、 ・でも、 ・でし。 ・でし。 ・でし。 ・でし。 ・でし。 ・でし。 ・でし。 ・でし。 ・でし。 ・でし。 ・でし。

	米国	EU	豪州	韓国
類否	・他人の商標との抵触については、	・他人の商標との抵触については、 通常の商標と同様に、混同を生ずる おそれ(likelihood of confusion)の有無によって判断さ れる。 ・先行商標との類否判断は、職権で は行っておらず、異議申立がなされ た場合に判断される。	・類否判断は、通常の商標の場合と同様である。 ・商品・サービスを扱う一般の需要者が受ける全体的な印象によって、判断される。 ・具体的な類否の判断手法については、審査基準に記載がなく、ケースバイケースで判断される。	・2012年3月改正の審査基準において、商標の類否の観察方法は、通常の商標及び新しいタイプの離隔のいずれも、全体的、客観にのの離隔のいずれも、全体的、客でででであるが、のででででである。(要がいるでは、ののは、のででででででででででででででででででででででででででででででで
	ドイツ	イギリス	シンガポール	台湾
類否	・先行商標との類否に関しては、通常の審査段階では審査されず、登録後に第三者から異議申立てがあった場合にはじめて審査官によって判断される。 ・類否判断の基準は、通常の商標の場合と同様である。	・先行商標との類否に関しては、通常の審査段階では審査されず、登録前に第三者から異議申立てがあった場合に審査官によって判断される。 ・類否判断の基準は、通常の商標の場合と同様である。	・類否判断は、通常の商標の場合と 同様である。	<記載なし>